

## 平成27年度第1回法律学教育FD/ICT活用研究委員会議事概要

I 日時：平成27年12月11日（金）13:30-15:30

II 場所：私立大学情報教育協会事務局会議室

III 出席者：加賀山委員長、執行委員、高畠委員、中村委員、吉野委員（スカイプ参加）、井端事務局長、森下主幹

### IV 検討事項

1. 市民の立場から法律を理解し活用できる法学教育の実現に向けた取組み

- ・市民の立場から法律を理解し活用できる法学教育の到達目標の整理
- ・上記を実現するためのオープンな教育方法の具体的モデルの検討

2. 今後の研究の進め方

### V. 議事概要

1. 事務局からの資料の説明

2. オープンな教育方法の具体的モデルの検討

具体的モデルのあり方について、出席者全員で自由に議論を行った。基本的には、事務局から提出された「フォーラム型授業のイメージ」を中心に次のような議論がなされた。

(1) フォーラム型授業の目的

①市民性の涵養

自分で批判的に考えて、自分なりの意見を持ち、それを発信できる市民を育てる。

②現代社会における問題は、これまでの専門性の限界（法律学の限界も含めて）を越えているものも少なくなく、このような現代社会における難しい課題につき、学生も含め多様な者が参加して、皆で議論する学びの機会を大学が提供する必要がある。

(2) フォーラム型授業の位置づけ

①大学のカリキュラムの全てを、このようなフォーラム型授業とすべきとするものではない。あくまでも、その一部にすぎない。

②大学教育にあつて、専門的教育、基礎的教育は重要である。フォーラム型授業は、それらの教育の最終段階で、それまで学んできた専門的知識等の様々な知識を統合し、自らの意見を「創造」し発信するための学習の場として位置づけられる。

(3) フォーラム型授業はすべての大学で可能か

フォーラム型授業をすべての大学で行うことは不可能ではないかとの意見もあろうが、その点については次のような議論がなされた。

①基本的には、フォーラム型授業は、いわば大学教育の最終段階における授業と位置づけられるもので、しかも、直ちに、学生がオープンな場で議論をすることを求めるものではない。「ホップ」、「ステップ」、「ジャンプ」の段階を設け、状況に応じて、それぞれの段階で、何をどのように学習するかについて考えていくことが予定されている。

②ただ、その際、わが国においては「学ぶことは知識を記憶すること」と考える傾向があるので、「学び方」の基礎を学ばせる必要があるのではないか。

③議論するテーマにつき学生が興味をもつものによつても、その問題は解決できるのではないか。

(4) フォーラム型授業の具体化の方向性

### ①課題設定の重要性

フォーラム型授業にあつては、どのような課題を設定するかが重要であるとの指摘がなされ、この点については、次のような議論がなされた。

- ・学生が興味をもつ課題である必要がある。そこで、過去の出来事では学生は興味をもたないであろうから、現実の問題がよいということになる。しかし、現実の事件を取り扱うことには危険性があるので、模擬裁判のような仮定問題を作って議論の対象にするのがよい。だが、興味深さという点からすれば、現実の問題を課題とすることも捨てがたい。

- ・課題は一つだけでなく、最終的課題の他に、その課題を考えるための下位の課題、さらには、より基礎的な課題等が考えられ、「ホップ」、「ステップ」、「ジャンプ」の各段階で、異なった課題を取り上げることも考えられる。

### ②ネット上で有識者間の討論の参加者をどのように選択するか

- ・参加者は、その問題の専門家だけではなく非専門家である有識者も含まれるが、選び方によっては、一定の方向にまとまるようなことになり、それは妥当ではないのではないかと。そこで、その選び方が重要となる。

- ・その議論の中に、学生も参加することも考えられ、しかも、有識者の意見は、十分な根拠にもとづき説明が求められる。

### ③学生の参加の方法

学生がネット上のフォーラムに直接参加することの危険性、困難性があることから、学生がフォーラム型授業にどのように参加することがよいか問題となり、次のような議論がなされた。

- ・フォーラムへの学生参加については、あくまでも教員主導のもとで、学生が課題を考え意見をまとめて、その上で参加することが考えられる。

- ・フォーラムにおける有識者の討論を学生らが聞いて、学生らが教員のサポートのもと議論したり考えたりして自らの意見をまとめ、それらの意見をフォーラムに提出し、フォーラムで、それらの意見が取り上げられるという方法で参加することも考えることができる。

## 3. 次回までの課題

今日の議論を踏まえた上で、「授業モデル案」をもちよって、次回は、より具体案を検討する。

## VI. 次回日程

2016年年1月29日14時からに決定した。